

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年2月1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	主タービン潤滑油系主油タンクガス抽出器排気管のU（ユウ）シール油補給口の閉止栓部より油のリーク（約12リットル、汚染無し）が認められた。確認の結果、Uシールドレン配管の詰まり及び閉止栓シール部の不良と推定されたため、当該ドレン配管を清掃及び閉止栓シール部を修理、並びに滴下した油を除去。	G III	
2	4号機	給水加熱器レベル調節弁駆動部点検に伴う気密漏えい試験（点検前状態確認）において、第1給水加熱器（C）レベル調節弁他4台の弁に漏えい率の判定値外れが認められたため、当該弁駆動部を修理	G III	
3	4号機	原子炉格納容器パージファン入口弁（空気作動弁）駆動部の漏えい確認試験において、同弁駆動部のベント孔より空気の微量リークが認められたため、当該弁駆動部を点検・修理	G III	
4	5号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（B）用永久磁石発電機の点検において、回転子シャフトの反負荷側軸受嵌合部に摩耗が認められたため、当該部を修理	G III	
5	5号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（B）用自動電圧調整器の点検において、制御回路の絶縁抵抗測定のため、停電側のプラス端子とマイナス端子間を接続しようとした際、誤って充電側のプラス端子とマイナス端子間を接続する事象が発生したため、対応検討。 なお、当該事象により当該制御回路電源の電源供給用分電盤のしゃ断器が開放したが、関連回路等への影響はなかった。	G II	
6	5号機	復水脱塩装置用計算機の点検において、画面ハードコピー装置に印字不良が認められたため、当該コピー装置を点検・修理	G III	
7	5号機	原子炉格納容器パージファンバイパス配管用減圧装置の空気式遅れ装置の点検において、逆止弁に動作不良が認められたため、当該逆止弁を交換	G III	
8	5号機	ほう酸水注入系ほう酸水貯蔵タンクのレベルが、通常レベル一定であるにも関わらず、同タンクレベル「高/低」を示す警報が頻発することから、同タンクレベル検出器の誤動作と推定されるため、当該レベル検出器を点検、修理	G III	
9	5号機	当社が発注した給水系逆止弁用部品の製品検査（受注者の工場）において、当社購入仕様書で要求している試験検査項目の未実施が認められたため、当該品の妥当性を評価・確認及び対応検討	G II	
10	集中環境施設	所内電源設備480V雑固体廃棄物焼却炉設備電源盤（B）の保護継電器用前面扉の施錠レバーに折損が認められたため、当該前面扉を修理	G III	
11	集中環境施設	重油タンクレベル調節弁の弁棒及び作動用空気供給電磁弁に腐食が認められたため、当該弁棒及び電磁弁を点検・修理	G III	
12	集中環境施設	所内ボイラ設備重油圧力調節弁の駆動用ダイヤフラムケーシング部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	G III	